

【参考】【中津川市個人情報保護条例】（抜粋）

（定義）

第2条 この条例（第2号については、第4号から第6号までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

（収集等の制限）

第6条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の収集、保有又は利用（以下「収集等」という。）を行う場合は、個人情報の収集等に係る事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、目的達成に必要な最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人の思想、信条、宗教その他個人の基本的人権の侵害又は社会的差別の原因となる個人情報を収集し、又は保管してはならない。

（1） 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合

（2） 実施機関が中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）第2条に定める中津川市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

3 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）を収集するときは、収集する目的を明らかにし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人から直接収集しなければならない。

（1） 本人の同意を得た場合

（2） 法令等に定めがある場合

（3） 出版、報道等により公表された事実である場合

（4） 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められる場合

（5） 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することができない場合

（6） 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのでは、その目的を達成することができないと認められる場合、又は事務の性質上本人から収集したのでは適正な事務の執行に支障が生ずると認められる場合

（7） 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

4 本人又はその法定代理人等が実施機関に対し、申請行為その他これに類する行為を行った場合は、前項の規定により収集されたものとみなす。

（目的外利用及び外部提供の制限）

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報取扱事務の目的達成に必要な範囲を超えて保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものへ保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を行ってはなら

ない。

(1) 本人の同意を得た場合

～略～

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

- 2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する場合で、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をすることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、目的外利用又は外部提供をしてはならない。
- 3 実施機関は、第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用又は外部提供をした場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。
- 4 目的外利用又は外部提供について、他の実施機関があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は当該外部提供を行おうとする実施機関がその同意を得たものとみなす。
- 5 実施機関は、外部提供をする場合においては、提供を受ける者に対して当該個人情報の使用目的及び使用方法について制限を課し、並びにその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。